

日田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(日田都市計画区域マスタープラン)

【改訂】

—H23.3—

県名	大分県	都市計画区域名	日田
----	-----	---------	----

# 目 次

## 1 都市計画の目標

- 1) 日田都市計画区域の特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2) 都市づくりの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 3) 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 4) 都市計画区域の範囲、規模・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3
- 5) 目標年次・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 3

### ◆都市づくり概念図

## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

- 1) 判断基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
- 2) 区域区分の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4

## 3 主要な都市計画の決定の方針

- 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ P 5
- 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ P 8
- 3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針・・・・・・・・ P 1 1
- 4) 自然環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針・・・・・・・・ P 1 1

## 4 都市計画の相互支援と管理

- 1) 役割分担と相互支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 3
- 2) 計画の管理と継続的改善・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1 4

### ◆付図

## 1 都市計画の目標

人口減少・超高齢社会の進行や地球環境問題への対応等、都市を取り巻く社会経済情勢が大きく変化している。このような中、地域資源を活かし、人々が住み・生活することで、多様な価値を創出し、魅力的な都市生活を送ることのできる持続可能な都市の実現を図るため、大分県においては、『自然の幸・都市（まち）の幸をはぐくみ、次世代につなぐ、私たちの都市づくり』を目標としている。

この目標を実現するため、以下の5つの視点を基本的な考え方として都市政策を進める。

- |                                 |        |
|---------------------------------|--------|
| ① 「必要な都市機能が集積した都市づくり」           | 【都市構造】 |
| ② 「地域の魅力や価値の向上があふれる都市づくり」       | 【都市再生】 |
| ③ 「安全で安心して暮らせる都市づくり」            | 【安全安心】 |
| ④ 「歴史・文化を保全し、観光資源を創出する美しい都市づくり」 | 【環境】   |
| ⑤ 「私たちの地域は私たちがつくる地域主体の都市づくり」    | 【地域主体】 |

### 1) 日田都市計画区域の特性

日田市、玖珠町から構成される「日田玖珠連携都市圏」は、玖珠川に沿って日田・玖珠の両市街地を連絡する国道210号とこれと平行する大分自動車道を都市間交流軸として、両市街地を盆地内の田園が取り囲み、さらにその周囲を標高1,000mを超える山々が取り囲み、山や河川の自然や歴史を伝える多くの資源に恵まれた魅力ある圏域を形成している。その中で日田市は、中心的、先導的な都市域としての役割を期待されている。

本都市計画区域は、大分県の西部に位置し、周囲を阿蘇、くじゅう山系や英彦山系の美しい山々に囲まれ、中心部を筑後川の上流三隈川が東から西に流れる風光明媚な都市である。

歴史は古く、安土桃山時代には豊臣秀吉の蔵入地、江戸時代には天領となり、九州の政治・経済・文化の拠点として栄え、歴史を伝えるまちなみや史跡、遺跡などが今なお多数残されている。また、周囲を山々に囲まれていることから水が美しく豊かで、「水郷（すいきょう）日田」としても知られており、水に関わる企業の進出も多く見られる。

近年の九州横断自動車道の整備、さらには福岡都市高速道路との接続により、県都大分市、福岡市、長崎市など九州の主要都市との結びつきが強まった。また、今後、地域高規格道路中津日田道路の整備により、中津市など大分県北西部の各都市と結びつきが強まることが予想される。

このような伝統ある歴史、豊かな自然環境のなかで道路網の整備などにより、日田玖珠連携都市圏の中核都市として今後とも発展が期待される都市である。

【日田の景観】



－三隈川と亀山公園－



－豆田地区のまちなみ－

## 2) 都市づくりの課題

道路は、主として国道 210 号、国道 212 号及び国道 386 号により都市の骨格を形成し、また九州横断自動車道の日田インターチェンジが市街地に隣接するなど広域道路網へのアクセス性に優れた環境にある。一方、通過交通が市内に混入し、交通渋滞など都市環境に与える影響が懸念され、これを解消する道路網の整備が課題である。

中心市街地では経済状況の変化などにより、都市としての魅力の核となる商業・文化機能などが低下しており、住民や観光客が集い交流できる市街地づくりや日田玖珠地域の中核都市にふさわしい魅力ある都市空間の形成が必要である。また、住宅の郊外化などによる中心市街地の空洞化や住宅の老朽化、郊外の一部では市街化の進展による居住環境の悪化がみられ、今後適切な規制・誘導により良好な居住環境の形成が必要である。さらに、周辺の豊かな丘陵地景観と中心部を流れる三隈川の河川景観を維持・保全し、本都市計画区域が保有する固有の都市景観を観光資源などとして活用することが必要である。

## 3) 基本理念

本都市計画区域の特性及び都市づくりの課題などを踏まえ、都市づくりの基本理念を次のように設定する。

本都市計画区域は、日田玖珠連携都市圏の中核都市としての役割を果たすため、広域道路網や地域資源の活用により拠点機能などの向上を図り、利便性が高く魅力ある都市の形成を目指す。このため、盆地の地形特性を活かしたまとまりのある市街地形成を進めるとともに、豆田地区、隈地区など中心部に存在する歴史文化的資源や、河川・丘陵地などの豊かな自然資源の維持・保全により、歴史、自然、生活が調和した都市づくりを図る。

## 4) 都市計画区域の範囲、規模

本都市計画区域の範囲、規模は次のとおりとする。

区 分	市町名	範 囲	規 模
日田都市計画区域	日田市	行政区域の一部	6,625ha

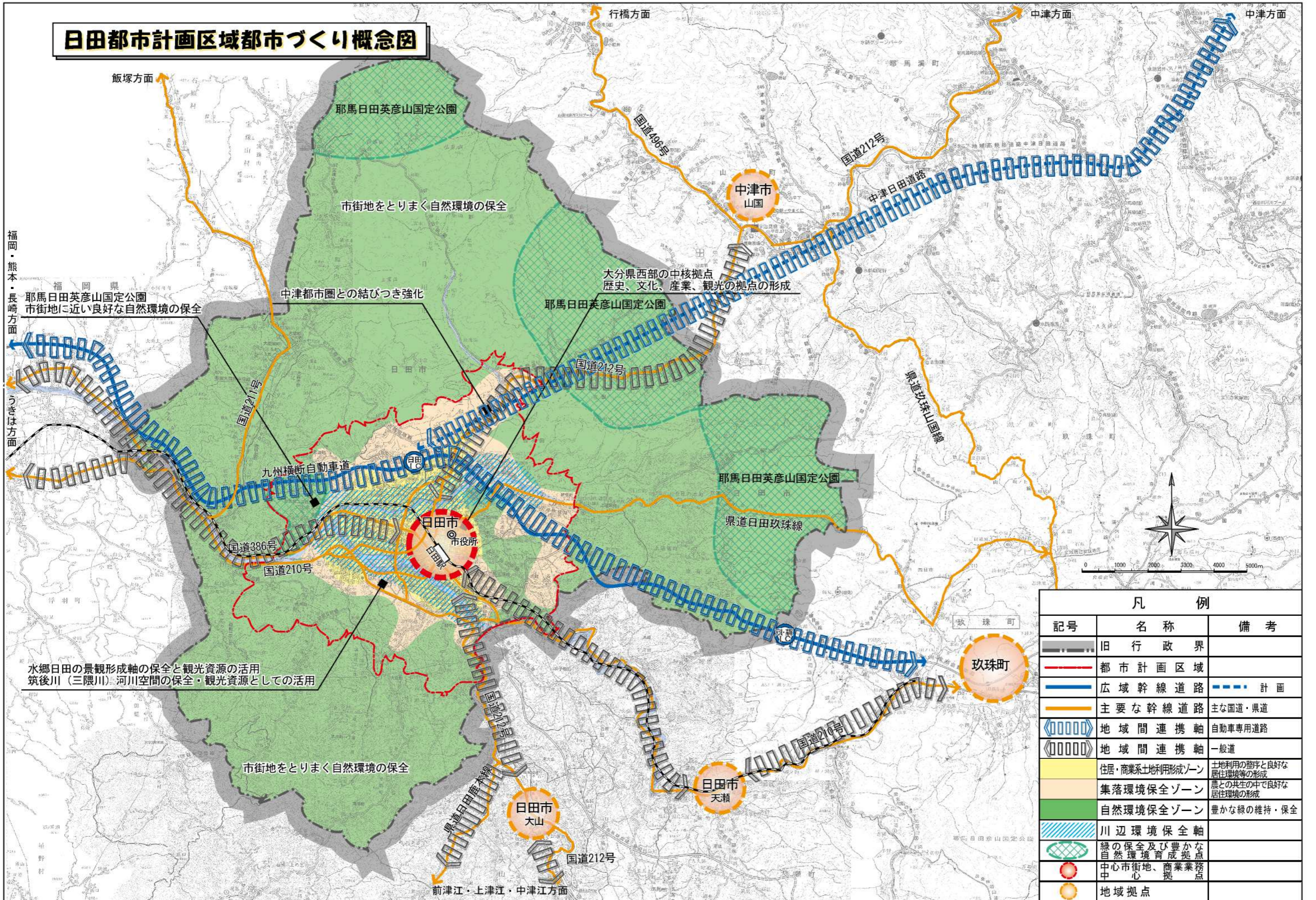
## 5) 目標年次

概ね 20 年後の都市の姿を展望した上で、都市計画の基本方針を示す。

なお、都市施設、市街地開発事業については、特に優先的に整備するものを整備の目標として示す。

基準年	目標年次
平成 22 年	平成 42 年

# 日田都市計画区域都市づくり概念図



凡 例		
記号	名称	備考
	旧行政界	
	都市計画区域	
	広域幹線道路	計画
	主要な幹線道路	主な国道・県道
	地域間連携軸	自動車専用道路
	地域間連携軸	一般道
	住居・商業系土地利用形成ゾーン	土地利用の整理と良好な居住環境等の形成
	集落環境保全ゾーン	農との共生の中で良好な居住環境の形成
	自然環境保全ゾーン	豊かな緑の維持・保全
	川辺環境保全軸	
	緑の保全及び豊かな自然環境育成拠点	
	中心市街地、商業業務中心	拠点
	地域拠点	

## 2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

### 1) 判断基準

本都市計画区域は、現在区域区分制度が運用されていない区域である。現在の都市構造などを踏まえ、無秩序な市街化の可能性、都市の求心力、建築基準法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などによる規制状況、広域的な都市の連携状況などをもとに区域区分の判断を行う。

### 2) 区域区分の有無

#### ① 区域区分の決定の有無

本都市計画区域では、区域区分を定めないものとする。

#### ② 理由

本都市計画区域は、無秩序な市街化の傾向はないものの、求心力は強い都市で、今後市街地の拡散も考えられる。

しかしながら、中心市街地活性化基本計画や土地区画整理事業の実施などにより用途地域内への計画的な人口誘導に努めていること、また用途地域外（白地地域）では建築形態規制を実施していること、さらに農地の多くは今後も農業上の利用を確保すべき土地（農用地区域）として指定されており、関係機関との連携により保全は可能であることなどから無秩序な市街地の拡散の可能性は小さい。

したがって、本都市計画区域においては区域区分を定めないものとするが、今後とも各種事業の実施による用途地域内への人口誘導と用途地域外における建築形態制限による規制・誘導の継続や関係機関との連携により、農地の保全と無秩序な市街化に対する土地利用規制を行う。

### 3 主要な都市計画の決定の方針

#### 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

##### ① 主要用途の配置の方針

##### ア 商業地、業務地

日田駅周辺の中心商業地区、豆田地区、隈地区及び国道 212 号・国道 386 号沿道地区を商業地として位置づけ、それぞれの立地特性に応じた商業施設の集積及び既存商店街の活性化を図る。

このうち、日田駅周辺の中心商業地区は、本都市計画区域のみならず周辺の広域的な商業の中心地として、中心市街地活性化基本計画などに基づき、都市環境の整備や商店街の魅力づくりを進めるとともに、土地の高度利用や公共空間の整備、機能の拡大と充実に努める。また、豆田地区、隈地区のまちなみ及び伝統的建造物の織り成す都市景観は、天領日田の面影を現代に継承しており、四季を通じ多くの観光客が訪れる観光資源でもあることなどから、景観計画の策定により、このまちなみを保全し、歴史文化や自然環境と調和した都市景観の形成に取り組む。さらに、国道 212 号・国道 386 号沿道地区では、沿道型店舗の立地が進んでいることから、適切な駐車場の確保による周辺交通への影響や都市景観などに十分配慮した環境づくりを図る。

業務地は、官公庁施設の一定の集積がある田島地区に集約的に配置し、機能の充実に努める。



—歴史的まちなみを活かした市街地整備のイメージ—



## イ 工業地

石井工業団地、南友田地区などに工業地を配置する。このうち、南友田地区は、建築物の用途の混在が顕著であるため、都市基盤整備により工場用地と住宅の土地利用の整序を図るとともに、適切な用途地域への編入や特別用途地区の指定を検討し、生産環境と住環境それぞれの維持・保全に努める。

## ウ 住宅地

本都市計画区域では、用途地域内人口が近年減少傾向にあるため、都市基盤の整備、充実に努め、用途地域内での定住人口の確保を図る。

本都市計画区域の中央に中心市街地を取り囲むように住宅地を配置し良好な居住環境の形成に努める。このうち、中心市街地に近く地域固有の歴史・文化を有する地区では、歴史的なまちなみを継承しながら便利で快適な住宅地の形成を図る。また、郊外部で良好な居住環境を形成している地区は、地区計画などの導入により今後もその環境の維持・改善に努め、さらに良好な住宅地となるよう整備を図る。

## ②土地利用の方針

### ア 土地の高度利用に関する方針

商業地の活性化のために、中心市街地活性化基本計画との整合を図り、適正な土地の高度利用を検討する。

### イ 用途転換、用途純化又は用途の複合化に関する方針

木材関連産業の集約化を目的とした東有田地区（ウッドコンビナート）や工場等の立地集積が著しい三ノ宮地区、大規模な飲料メーカー工場が立地している高瀬地区では、周辺環境に配慮するため用途地域への編入を検討する。

### ウ 居住環境の改善又は維持に関する方針

中心市街地では、住宅の郊外化などによる市街地の空洞化や建物の老朽化などによる住環境の悪化が見られるため、宅地内の緑化、都市景観や自然環境に十分配慮した良質な住環境づくりを行うとともに、適正な規制・誘導を行う。また、今後市街化の進行が予想される地区については、地区計画などの適用によって住宅立地の計画的誘導を図り、将来にわたり良好な居住環境の形成を図る。

### エ 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

住民にゆとりと潤いのある場所を提供するとともに、自然環境の保全や健康の維持・増進、レクリエーションの場として、公園・緑地などを体系的に整備する。また、丘陵地の緑地や河川沿いの緑地など良好な自然が残る地域の保全に努める。

## オ 優良な農地との健全な調和に関する方針

郊外部の農地については、優良な農地として保全に努めるものとし、特にまとまった広がりを持つ山田原地区、有田地区、三芳地区の農地の保全に努める。

## カ 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地に隣接する斜面には、土石流や急傾斜地の崩壊などの危険性を持つ区域が多数存在する。

これらの区域については、災害から住民の生命を守るため、災害防止工事の施工などの対策を講じるとともに、土砂災害警戒区域等の指定などにより開発行為の抑制を図る。

また、河川浸水想定区域や土砂災害危険区域等の防災情報を横断的に整理し、都市づくりの基礎情報として活用し、災害に強いまちづくりに努める。

## キ 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

優れた自然環境は、将来に引き継がなければならない財産である。このため、耶馬日田英彦山国定公園に属する北友田地区の丘陵地の自然環境や三隈川、花月川、大山川、玖珠川の水辺環境を保全し、身近なレクリエーションの場、観光資源として活用する。また、耶馬日田英彦山国定公園、津江山系県立自然公園に連なり市街地を取り囲む山々の保全と活用を図る。

## ク 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

農地と住宅が混在する農業集落では、無秩序な開発や建築行為が行われないよう適切な土地利用規制を行う。

## ケ 大規模集客施設\*<sup>1</sup>の立地誘導方針

多くの人々が利用し都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設については、1つの都市を超えて広域的に利用される「広域拠点」内の「誘導区域（中心市街地活性化基本計画等との整合や関係機関等との合意形成を図りながら設定する。）」に立地誘導するよう努めるものとし、「誘導区域」以外の区域においては、原則、大規模集客施設の立地抑制を図る。

本区域においては、「日田駅周辺」地区を「広域拠点\*<sup>2</sup>」として設定する。

（\*1）大規模集客施設：劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券場その他これらに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあっては、客席の部分に限る。）の床面積の合計が1万平方メートルを超えるものの。

（\*2）広域拠点：「商業・業務、文化、医療・福祉、行政サービス、居住など、様々な都市機能の集積を促進する拠点のうち、1つの都市を超えて広域的に利用される拠点

## 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### ① 交通施設の都市計画の決定の方針

#### a 基本方針

#### ア 交通体系の整備方針

本都市計画区域の主要な交通体系として、九州横断自動車道、地域高規格道路中津日田道路、国道 210 号、国道 212 号、国道 386 号、県道日田玖珠線、県道日田鹿本線並びに久大本線の鉄道からなる陸上交通網が配置又は計画されている。

本都市計画区域では、今後も日田玖珠連携都市圏の中核都市として圏域内の周辺都市や福岡県内の隣接する都市などとの結びつきが強まることや、観光、交流の活発化などによる交通量の増加が予想される。また、合併により周辺部の新市内と地域間の連携強化を図る必要がある。このため、区域内の幹線道路の整備により円滑な自動車交通の確保を図る。さらに、県北地域との連携強化のため、中津日田道路の整備を図る。中心部の商業地や住宅地などでは、快適な生活環境の実現や歩行者及び自転車の安全性確保のため、植栽などによる道路の緑化の推進を図るとともに、バリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した歩行空間の整備に努める。

伝統的建造物などによって良好なまちなみ景観を形成している地区においては、地域住民と合意形成を図りながら道路の整備によるまちなみの形成や保全などを検討する。

公共交通については、既存の交通機関相互の連携による利便性向上に努めるとともに、コミュニティバスなど地域の実情に応じた移動ネットワークの形成を進める。

#### イ 整備水準の目標

都市計画道路の内、幹線道路の改良率は平成 21 年度末現在 46.3%である。幹線道路が果たす交通処理機能や商工業などの都市活動を支える市街地形成機能、災害時の避難路や延焼遮断帯となる防災機能などの観点を踏まえ、緊急性の高い路線・箇所について、重点的な整備に努める。さらに、代替路線が別途確保されるなど、必要性・優先性に乏しくなった都市計画道路については、適宜見直しを行う。

b 主要な施設の配置の方針

ア 道路

種 別	配置の方針
自動車専用道路	九州横断自動車道及び地域高規格道路中津日田道路を広域都市間交通を担う広域幹線道路として位置づけ配置する。
主要幹線道路	<p>本都市計画区域内における円滑な交通の流れと区域外や九州横断自動車道、地域高規格道路中津日田道路とのアクセス性を高める主要幹線道路として、次の道路を配置する。</p> <p>国道 210 号バイパス（都市計画道路 3・4・22 日高五和線）            国道 212 号（都市計画道路 3・5・10 三芳駅前通り線、3・4・3 日高友田線）            国道 212 号玉川バイパス（都市計画道路 3・3・1 上野三和線）            国道 386 号（都市計画道路 3・4・3 日高友田線、3・5・11 日高石井線）            県道日田玖珠線（都市計画道路 3・4・2 玉川銭淵線、3・4・4 大原通り線、3・5・16 水目線）            県道日田鹿本線（都市計画道路 3・5・11 日高石井線、3・5・19 銭淵大宮線、3・4・2 玉川銭淵線）</p>
都市幹線道路	<p>主要幹線道路を補完し、都市内の幹線機能を有し市街地の骨格を形成する幹線道路として、次の道路などを配置する。</p> <p>都市計画道路 3・4・5 平和通り線            都市計画道路 3・4・9 城町高瀬線            都市計画道路 3・4・13 丸山五和線            都市計画道路 3・4・17 三郎丸西有田線            都市計画道路 3・4・21 石井友田線            都市計画道路 3・4・23 友田大原公園線            都市計画道路 3・5・11 日高石井線</p>

イ 鉄道

本都市計画区域の鉄道での玄関口として、日田駅、光岡駅、豊後三芳駅の3駅が存在する。駅前広場が未整備な駅においては、駅前広場の整備を促進し駅の交通結節機能を強化するとともに、公共交通機関の利用促進を図る。

c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする路線は次のとおりである。

種 別	路線名
道 路	都市計画道路 3・3・1 上野三和線（国道 212 号）
	都市計画道路 3・4・5 平和通り線（市道平和通り線）
	都市計画道路 3・4・9 城町高瀬線（市道上城内若宮線）
	都市計画道路 3・4・13 丸山五和線（県道石井庄手線）
	都市計画道路 3・4・23 友田大原公園線（市道中城池部線）

d 長期未着手施設の見直し

長期間整備が進められていない区間については、計画の見直しを検討する。

② 下水道及び河川の都市計画の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備の方針

下水道については、衛生的で快適な生活環境をつくり水質の保全を図るため、公共下水道や浄化センター、農業集落排水の整備を進めるとともに雨水幹線の整備を行う。

河川については、住民の生命や財産を浸水などの災害から守るため、河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努める。なお、河川空間を住民の憩いとやすらぎの場としても位置づけ、治水と親水を同時に満足するような総合的な河川環境の整備に努め、河川改修とともに総合的な治水対策を推進する。

イ 整備水準の目標

下水道については、全体計画処理面積 1,563ha、計画処理人口 43,100 人を定め順次整備を進めており、事業認可区域面積 1,398ha のうち平成 21 年度末現在 1,072ha が供用開始している。今後とも、平成 21 年度に策定した日田市生活排水処理施設整備構想に基づき下水道の整備を推進する。

河川については、近年発生した床上浸水被害の解消を図るとともに、時間雨量 50mm に対応する河道整備を図る。

b 主要な施設の配置の方針

市街地は、公共下水道により整備を行うものとし、農業集落などは、農業集落排水により整備を行うものとする。また、合併処理浄化槽の整備もあわせて行う。

河川については、住民の生命財産を浸水などの災害から守るために計画的に河川改修を推進し防災に万全を期する。さらに、河川空間は住民の憩いとやすらぎの場として配置し、治水・親水機能を兼ね備えた河川環境整備を図る。

c 主要な施設の整備目標

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする下水道及び河川は次のとおりである。

種 別	名称（処理区）
下水道	日田市公共下水道（日田処理区）
河川	有田川

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

住民が快適で文化的な生活を営むために、必要な都市施設の配置、整備を図る。

## **b 主要な施設の配置の方針**

現在、主要な都市施設として日田環境衛生センター、日田市バイオマス資源化センター、日田共同葬祭場が各1箇所配置されている。今後はこれらの施設のうち処理能力の不足や老朽化が著しい施設について、新たな施設の整備又は拡充などを図る。

## **3) 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針**

### **a 主要な市街地開発事業の決定の方針**

平成21年度末現在、日田駅周辺で2地区、三芳駅前で1地区、合計3地区の土地区画整理事業が完了している。

今後、居住環境の改善などが必要となっている市街地や未利用地が介在し都市基盤整備の不十分な地区では、農林漁業との調和を図った上で、必要に応じて土地区画整理事業の導入を検討する。

## **4) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針**

### **a 基本方針**

本都市計画区域は、周囲に耶馬日田英彦山国定公園などに属する山々が連なり、また中央を九州随一の筑後川（三隈川）が流れるなど豊かな自然環境下にある。今後も景観計画等をもとに、将来にわたりこの良好な自然環境を維持・保全し、観光資源などとしての活用を図る。また、住民の憩いと交流の場となる都市公園の整備、拡充やまちなみにゆとりをもたらす緑の保全と新たな緑の創出やネットワーク化を図る。

## **b 主要な緑地の配置方針**

### **ア 環境保全系統**

本都市計画区域を取り囲み、耶馬日田英彦山国定公園や津江山系県立自然公園に連なる丘陵地は、貴重な自然緑地として位置づけ保全に努める。また、中央を流れる三隈川、花月川、大山川、玖珠川沿いの空間は、良好な都市景観を形成する緑地として位置づけ保全に努める。

### **イ レクリエーション系統**

住民のレクリエーションや憩いの場として、公園・緑地を市街地内に体系的に配置する。また、大原公園を総合的なレクリエーション拠点として位置づけ保全、活用を図る。さらに、亀山公園など親水性の高い水辺については、住民の多様なニーズに対応できるうるおいとやすらぎの場として活用を図る。

### **ウ 防災系統**

三隈川をはじめとする河川は、火災時の防火帯や消火用水利として活用する。また、都市公園などを市街地内に適切に配置し、災害時の避難場所として活用するとともに、避難路などと併せてネットワーク化を図る。

## エ 景観構成系統

市街地を囲む周囲の山々は本都市計画区域の景観を形成する重要な要素となっており、この丘陵地景観を保全に努める。また、中央部を流れる三隈川は、「水郷日田」と呼ばれる市街地景観のシンボルであり、この美しい河川景観の保全に努める。さらに、都市公園の緑化の推進や市街地内の主要な道路を中心に街路樹などによる緑化を推進し、緑豊かな都市景観の形成を図る。

### ㍷ 実現のための具体の都市計画制度の方針

#### ア 都市計画公園・緑地などの配置方針

平成 21 年度末現在、計画決定されている都市基幹公園等は、特殊公園 4 箇所 70.3ha で、これらの整備状況は合計 4 箇所 20.5ha となっており、面積ベースでの整備率は 29.2% である。

#### イ 特別緑地保全地区などの指定目標及び指定方針

市街地内における貴重な樹林地である社寺林は、特別緑地保全地区への指定を検討し、その持続性に努める。工業系用途地域における工場地域の緑地は、緩衝地として存続を図る。また、市街地を取り囲む丘陵地は、風致地区などの指定を検討し、良好な樹林地の維持存続に努める。

## 4 都市計画の相互支援と管理

本都市計画区域が掲げる基本理念に則り、都市計画に係る各種施策、事業などを計画的に進めていくため、県、市及び住民等の責務又は能力に応じた役割分担のあり方を明らかにする。また、各主体間において計画の相互支援と管理を行うことにより、それぞれの取り組みが効果的に連動・連携するよう努める。

さらに、都市計画をより良いものに育てていくことを目的として、計画内容の透明性の確保を図ると同時に、社会経済情勢の変化や住民・市の意向を踏まえて計画内容の継続的な改善を行っていくものとする。

### 1) 役割分担と相互支援

都市計画の策定又は事業化などに際しては、各主体が個別にそれぞれの役割を果たすだけでなく、各主体が相互に支援しあって取り組みを進めることが重要となるため、以下のような役割分担及び相互支援のもとに計画の推進を図る。

#### ① 県の役割

県は、県土の健全な発展を図ることを目的として、都市計画に係る各種の基準や方針の策定及び広域的見地から必要とされる都市施設に関する計画決定を行い、必要に応じて、整備、開発及び保全の方針などについても、概ね5年ごとに実施される都市計画に関する基礎調査結果に基づいて、適宜計画内容の見直しを行うものとする。また、市及び住民が主体となったまちづくりを支援するため、広域的な観点から調整を図る。

さらに、都市計画に関する情報提供などを随時行うとともに、定期的開催される「都市（まち）づくり懇談会」等により、多方面からの意見を聴取するものとする。

#### ② 市の役割

市は、県の定める広域的な計画や都市計画に関する基礎調査結果をもとに、県と連携を図りながら、具体の地域地区などの指定及び都市施設の計画決定などを行うとともに、地域住民の意向を反映したまちづくりを進めることを目的として、市の都市計画に関する基本的な方針の策定（又は見直し）、まちづくり条例の制定などに取り組むものとする。

また、住民に最も身近な自治体として、住民への情報提供、県、市、まちづくりに直接関わる住民及び有識者等から構成される「都市（まち）づくり懇談会」等の継続的な開催運営などを通じて住民参加の仕組みづくりを進めるなど、住民が主体となったまちづくりの促進を図る。なお、まちづくりの活動や、まちづくりを担う人材の育成に対して積極的に支援するものとする。

#### ③ 住民等の役割

住民等は、都市計画は専ら行政の仕事であるというこれまでの意識を転換し、自らが居住又は就業する空間の環境の改善又は保全を図ることを目的として、行政を進める都市計



画に対して積極的に参画するとともに、各種協定やルールなどの締結やその順守によって自主的な管理運営を図るものとする。

また、各地域又は県の都市計画に関する情報提供を受け、地域の実情に応じたローカルルールなど、行政だけでは対応しにくい部分を、都市計画への提案制度などを活用し、積極的に提案、意向の提示を行うものとする。

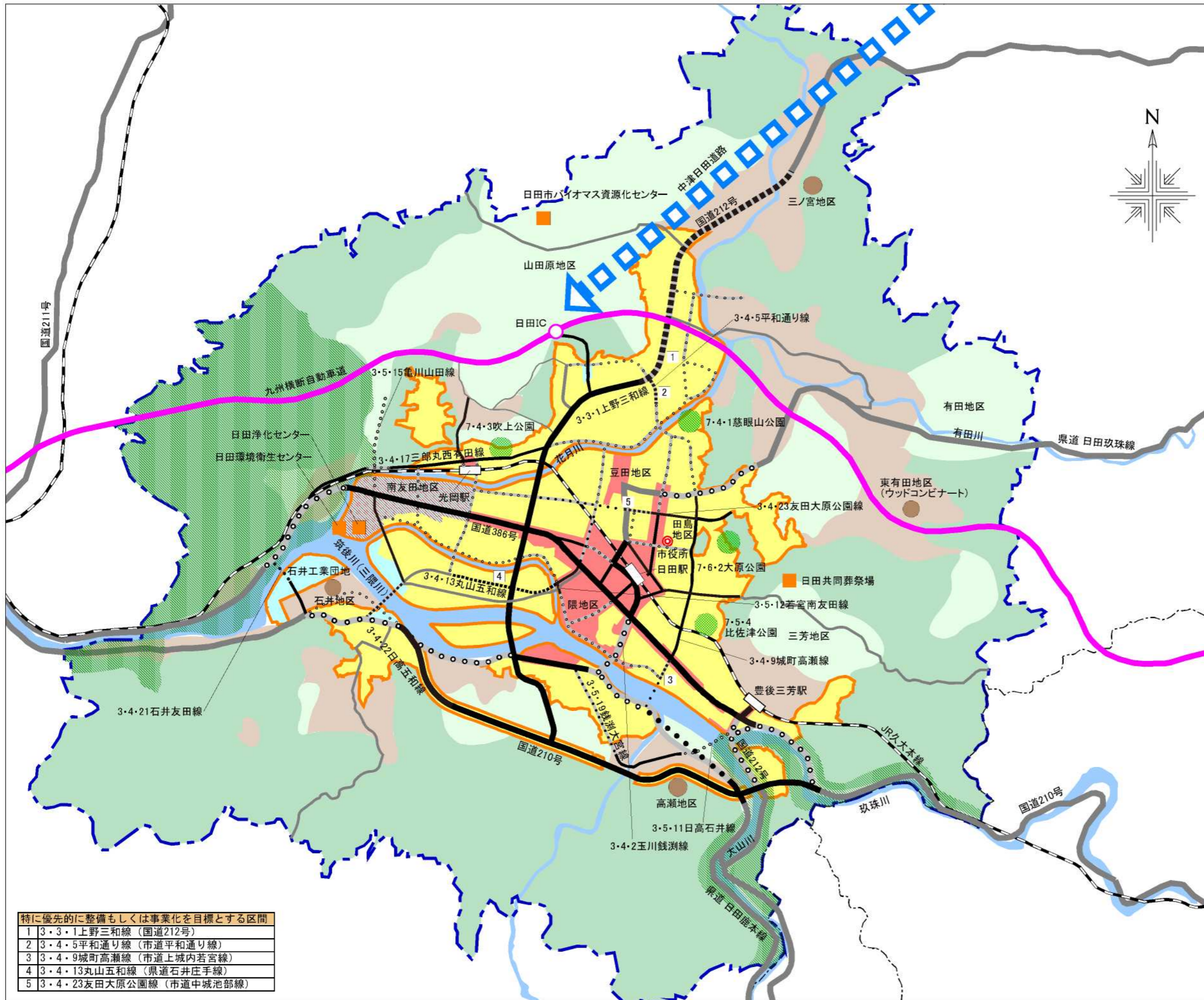
#### ④ 各主体間の相互支援

都市計画に係るあらゆる計画・事業について、推進主体だけが単独で取り組むのではなく、他の主体がその取り組みを支援するとともに、必要に応じて進捗や効果などについて管理するものとする。このため、各主体の計画・事業の透明性を確保するとともに、支援関係、協働関係を強化するための組織づくりを進めるものとする。

### 2) 計画の管理と継続的改善

本方針は、法制度などの改正や個別都市政策への対応、社会経済情勢の変化、又は住民・市の意向を踏まえ適宜見直しを行うものとする。

なお、本方針で掲げた計画内容とその進捗状況については、県と市が協働して、まちづくりの課題と対応状況を記載した資料を別途作成し、住民に対して広く公表を行うとともに、意見交換の場として定期的に開催する「都市（まち）づくり懇談会」等で説明を行うものとする。また、ある課題の解消に向けて対応策を実施した場合はその効果に対する評価を行い、対応策が実施されない場合はその理由を明確にするなど、新たな課題の再整理及び新たな計画内容への反映を適宜行うことにより、継続的に計画内容を改善していくものとする。



□ 日田都市計画区域  
整備、開発及び保全の方針付図

- 行政界
- 都市計画区域
- 用途地域
- 主な交通施設
  - 幹線道路
    - 幹線分類(太さで区分)
      - 主要幹線
      - 都市幹線
    - 整備状況
      - 整備済
      - 特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間 (国道あり)
      - 優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間 (国道あり)
      - 計画路線 (国道あり)
      - その他の主な幹線道路
  - 高速自動車道
    - 整備済み区間
  - 地域高規格道路
    - 基本計画区間
  - 鉄道
- 都市的土地利用
  - 住居系
  - 商業系
  - 工業系
  - 用途の変更を検討する地域
  - 用途地域への編入を検討する地域
- その他の土地利用
  - 生活環境整備・保全地域
  - 保全する農地
  - 保全する山地
  - 自然・風致・歴史的資源等を保全する地域
- 主な公園
  - 計画
- その他の都市施設
  - 整備済
- 主な河川

特に優先的に整備もしくは事業化を目標とする区間

1	3・3・1上野三和線(国道212号)
2	3・4・5平和通り線(市道平和通り線)
3	3・4・9城町高瀬線(市道上城内若宮線)
4	3・4・13丸山五和線(県道石井庄手線)
5	3・4・23友田大原公園線(市道中城池部線)

500m 0 500 1000 1500

※道路は原則として幅員8m以上の幹線道路で、表中の( )内は道路法上の路線名を標示している。公園は原則として総合公園、運動公園など都市基幹公園を標示している。